

事務の適正化の推進について (内部統制制度の導入について)

1 滋賀県事務適正化推進方針(案)について

- ・ 本県における内部統制制度についての組織的な取組の方向性等を示すものとして方針を策定するものです。

2 推進および評価にかかる体制について

- ・ 知事を最高事務適正化責任者、副知事を副最高事務適正化責任者とするとともに、総務部長を総括事務適正化責任者として位置づけ、事務適正化推進の取組にかかる実務的な責任者として、事務適正化推進の取組を総括する役割を担います。
- ・ 取組を推進する部局および取組を評価する部局は総務部とし、次の役割分担のもと事務適正化に取り組むこととします。

事務適正化推進担当課：総務部行政経営推進課

事務適正化評価担当課：総務部人事課

- ・ 複数の所属に共通する事務や制度等を所掌する所属は、各所属の行うリスク回避のための取組やその改善に係る指導・助言を行うことや、事務適正化評価担当課の行う評価に必要な支援を行うなどの役割を担うこととします。
- ・ 事務適正化の取組にかかる知事の意識を共有し、効率的かつ効果的に推進するため、行政経営改革調整会議または同連絡員会議を活用して企画調整等を行うとともに、重要事項については庁議で協議等を行うこととします。

3 滋賀県事務適正化推進要領(案)について

- ・ 各所属における業務レベルの内部統制にかかる具体的な取組(運用方法)を中心に示した滋賀県事務適正化推進要領(案)について、昨年12月から1月にかけて庁内の一部所属において実施した試行結果を踏まえ、内容の一部を変更します。

4 今後のスケジュール

3月	庁内説明会 各所属における事前準備 行財政・働き方改革特別委員会 監査委員との意見交換 滋賀県事務適正化推進方針の策定
4月	内部統制制度の運用